

# 広告契約書

200円

印紙折半負担

〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）とリュウズ合同会社（以下「乙」という。）は、乙が所有する側車付二輪自動車（通称“トゥクトゥク”，以下「トゥクトゥク」という。）に掲載する甲の広告に関して、以下のとおり契約を締結する。

## 第1条（本契約の目的）

甲は、乙に対して、次条に規定する広告（以下「本件広告」という。）の掲載・維持管理を委託し、乙は、これを受託した。

## 第2条（内容）

本件広告の内容は、以下のとおりとする。

枠：乙が有するトゥクトゥク（自動車登録番号：愛媛Cあ9943）のA・B・C・D・E・F・G・H  
寸法：添付資料のとおり

デザイン：甲の負担と費用において、乙の指定業者（業者名：コープデザインラボ 代表 若松 和之 所在地：松山市東石井6-14-20 TEL090-1717-6798、以下「コープデザインラボ」という。）にデザインを依頼する。また、外側（屋根E・F）は、甲の負担と費用において、コープデザインラボに、下地のデザインを依頼する。なお、内容・デザインについては、公序良俗に反しないものとし、乙が、これに反すると判断したものについては、掲載を拒むことができる。

製作：甲の負担と費用において、コープデザインラボに製作を依頼する。また、外側（屋根E・F）は、甲の負担と費用において、下地の製作を依頼し、契約時に下地の撤去費用も支払う。

## 第3条（契約期間）

契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月末日までとする。また、甲が、左記の契約開始時期を早めたい場合は、その月の日数で日割計算（小数点第一位を四捨五入）し、本契約を開始することができる。なお、左記期間の経過の1ヶ月前までに、双方から契約終了の申し出が無い場合は、契約期間を1年間、同条件で継続するものとし、以後も同様とする。

## 第4条（料金）

掲載加入金及び解約手数料は0円とし、掲載料について外側（客席側面A・B・C）は、1ヶ月あたり一律5,500円（税込）、外側（背面D）は、1ヶ月あたり16,500円（税込）、外側（屋根E・F）は、1ヶ月あたり一律11,000円（税込）、外側（運転席側面G・H）は、1ヶ月あたり一律2,750円（税込）とする（乙仕様のHP掲載料を含む）。また、甲は、毎月末日までに、翌月分の掲載料を乙指定の口座へ振込（年払い等の先払い可）にて支払い、振込手数料は、甲の負担とする。なお、掲載料の課金開始日は、掲載初日とし、その月の日数で日割計算（小数点第一位を四捨五入）する。このほか、消費税が変動した場合は、それに伴い掲載料の消費税も変動する。

振込先 愛媛信用金庫 本店営業部 普通預金 1227352  
愛媛銀行 立花支店 普通預金 3814133  
伊予銀行 立花支店 普通預金 1516079  
口座名義人 リュウズ合同会社 代表社員 大野 直史（オオノ ナオフミ）

## 第5条（効果）

本件広告により、どれほどの反響・広告効果が見込まれるか予測できない。これらの事情を、甲は理解し、本件広告を申し込むものであり、反響が無くとも、乙は一切の損害賠償責任を負わない。

## 第6条（内容変更）

甲は、掲載期間中、本件広告の内容を変更することができる。また、その場合も、第2条（内容）を適用する。

## 第7条（破損等）

天変地異、その他乙の責に帰すべからざる事由による本件広告の破損、修復については、甲の負担とする。

## 第8条（印紙の負担区分）

甲及び乙は、各自が保有する本件広告に、その負担において法令所定の印紙を貼付する（印紙代200円を折半）。

第9条（権利譲渡の禁止）

甲は、乙の同意なしに、本契約上の地位または権利を第三者に譲渡することができない。

第10条（法令遵守）

乙は、本件広告の掲載にあたり、関連法令を遵守する。

第11条（解約）

甲又は乙の一方が、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方に申し出ることにより、本契約は終了する。また、精算方法は、月割精算とする。そして、年払い等の先払いをしている場合は、その部分を除いて、経過していない掲載料を返還する。なお、甲の申し出により本契約を終了する場合は、甲の負担と費用において、乙の申し出により本契約を終了する場合は、乙の負担と費用において、本契約終了までに原状回復する。

第12条（本契約の終了）

トゥクトゥクの破損により、本件広告の掲載が継続できない場合は、その時点で本契約を終了し、その1ヶ月分の掲載料を精算し、乙が、甲に返還する。また、その精算方法は、走行不能となった期間をその月の日数で日割精算（小数点第一位を四捨五入）する。そして、年払い等の先払いをしている場合は、経過していない期間の掲載料を返還する。さらに、甲の請求日を起算日とし、乙は、甲指定の口座へ7日以内に振込にて支払う。なお、振込手数料は、乙の負担とする。

第13条（本契約の解除）

甲が、掲載料の支払いを遅滞した場合や社会的信用を著しく失墜するような行為をした場合、乙は、甲に、催告その他何らの手続を要することなく、本契約を解除することができる。そして、甲の承諾なしに乙は、本件広告を処分することができる。また、その処分費用及びそれに係る費用、本件広告の製作費用及びそれに係る費用は、甲の負担とし、甲に損害が生じたとしても、乙は、甲に一切の損害賠償責任を負わない。

第14条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号を確約する。また、確約に反した場合には、甲及び乙は、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
2. 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

第15条（レンタル）

甲は、乙の所有するトゥクトゥクを予約のうえ、借りることができる（利用方法は添付資料「側車付二輪自動車（通称トゥクトゥク）の利用にあたって」を参照）。

第16条（誠実協議義務）

本契約書に定めのない事項については、民法他日本国の法律に従い、甲乙間で誠実に協議をし、決するものとする。

甲及び乙は、契約の成立を証するため本契約書を1通作成し、署名（スタンプ可）捺印のうえ、乙が原本を、甲は、そのコピーを保有する。

令和 年 月 日

甲

主たる事務所

商号又は名称

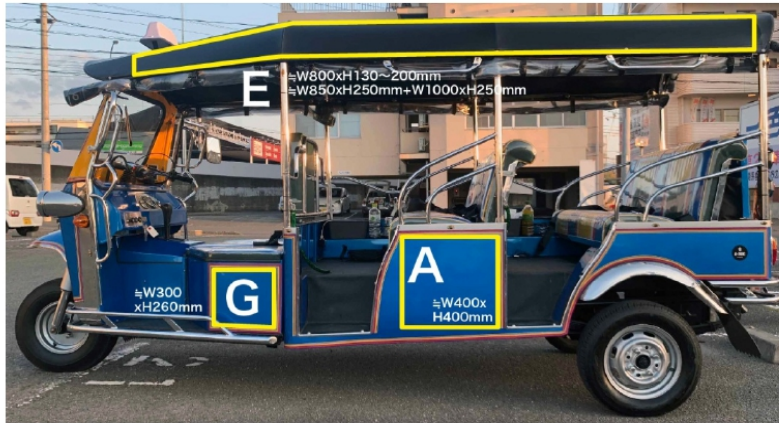
認印

乙

主たる事務所 愛媛県松山市立花一丁目10番5号

商号又は名称 リュウズ合同会社 代表社員 大野 直史

認印



	A・B・C	5,500円
月額掲載料	D	16,500円
(税込)	E・F	11,000円
	G・H	2,750円